

建設工事における低入札調査基準価格の見直しについて

令和4年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等に係る入札から、低入札調査基準価格の設定範囲を、次のとおり見直しました。

〈見直しの内容〉

建設工事

現 行			
調査基準価格＝予定価格の算出基礎×割合の合計			
予定価格の算出基礎	割合	下限	上限
直接工事費	97%	予定価格の 7.5/10	予定価格の 9.2/10
共通仮設費	90%		
現場管理費	90%		
一般管理費	55%		
ただし、下限 ≤ 調査基準価格 ≤ 上限とする。			



建設工事

改正後			
調査基準価格＝予定価格の算出基礎×割合の合計			
予定価格の算出基礎	割合	下限	上限
直接工事費	97%	予定価格の 7.5/10	予定価格の 9.2/10
共通仮設費	90%		
現場管理費	90%		
一般管理費	68%		
ただし、下限 ≤ 調査基準価格 ≤ 上限とする。			